平成４年広審第１２２号
漁船第五十三瑞恵丸機関損傷事件　〔簡易〕

言渡年月日　平成５年３月１８日
審　判　庁　広島地方海難審判庁（養田重興）
理　事　官　杉崎忠志

受　審　人　Ａ
職　　　名　機関長
海 技 免 状　五級海技士（機関）免状（機関限定）

損　　　害
補機のクランクピン軸受など過熱焼損

原　　　因
補機（潤滑油系）の管理不十分

裁 決 主 文
　本件機関損傷は、発電機用ディーゼル機関の潤滑油の管理が行われなかったことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

適　　　条
海難審判法第４条第２項、同法第５条第１項第３号

裁決理由の要旨
（事実）
船 種 船 名　漁船第五十三瑞恵丸
総 ト ン 数　１７９トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　　力　９５６キロワット

事件発生の年月日時刻及び場所
平成４年７月６日午前１０時１０分ごろ
島根県地蔵埼沖合

　第五十三瑞恵丸は、昭和４６年に進水したまき網漁業に運搬船として従事する鋼製漁船で、発電機用ディーゼル機関（以下「補機」という。）としてＢ社が製造した６ＫＬ型と称する、定格出力９２キロ

ワット、定格回転数毎分１，２００の４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関を１基備え、同機駆動による主発電機として容量８０キロボルトアンペア、定格電圧２２５ボルトの交流自励式同期発電機のほか、補助発電機として主機ベルト駆動による容量６０キロボルトアンペア、定格電圧２２５ボルトの同種の交流発電機を備えていた。

補助の潤滑油は、容量７２リットルばかりの油だめから吸入側油こしを経て直結潤滑油ポンプにより約３．０キログラム毎平方センチメートルに昇圧され、吐出側の複式油こしを通り、潤滑油冷却器を経て潤滑油入口主管から各シリンダへの支管に分岐し、主軸受、クランクピン軸受等を潤滑し、ピストンを冷却して油だめに戻るようになっており、取扱説明書などにより５００時間使用したら新油に取り替えるようにすすめられていた。

受審人Ａは、いつも夕方出漁して翌朝帰港する操業に従事し、補機駆動の主発電機を常用して毎月３６０時間ばかり運転しながら潤滑油の管理をしていたが、平成３年１１月に新替えした補機の潤滑油について適正な管理を行うことなく、運転中に消費した分だけの潤滑油を補給しながら、交換時期を大幅に超えて６箇月以上に亘る長期間使用していたところ、同油の汚損劣化が著しく進み、油圧の保持ができなくなるほどどろどろの状態になっていることに気付かないまま使用し続けていた。

こうして本船は、補機を駆動して主発電機から船内に電源を送り、同４年７月５日午後５時島根県恵曇港を発し、同港沖合の漁場に向かい、予定の操業を終えて翌６日午前６時ごろ同漁場を発し、主機を毎分６５０回転ばかりにかけて帰航の途、たまたま補機直結冷却海水ポンプのグランドパッキンから漏れた海水が汚損した潤滑油に混入する事態となったことも重なって、潤滑油の圧力が急激に下がり、補機のクランクピン軸受等が焼き付きを生じ、同１０時１０分ごろ美保関灯台から真方位３３５度７海里ばかりの地点において、同発電機の回転が低下して船内への電源が遮断された。

当時、天候は曇で風力２の北東風が吹き、海上は平穏であった。

Ａ受審人は、直ちに機関室に赴き、シリンダカバーなどから異臭を放つ補機の運転を停止し、各部を点検したところ、クランクピン軸受など各軸受の過熱焼損が判明し、主機駆動の補助発電機に切り替えて船内の電源を回復し、航海を続けて鳥取県境港に入港し、のち補機を換装した。

（原因）

本件機関損傷は、発電機用ディーゼル機関の潤滑油の管理が不十分で、同油が交換時期を大幅に超えて使用され、著しく汚損劣化し、油圧が保持できなくなったことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、発電機用ディーゼル機関を使用する場合、潤滑油の交換時期を大幅に超えて使用しないよう、取扱説明書のとおりに新油に取り替えるべき注意義務があったのに、これを怠り、消費した分だけ補給しながら汚損劣化した同油を使用し続け、新油に取り替えなかったことは職務上の過失である。